

水戸市公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）の計画を定めたので、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して 15 日以内に水戸市長に審査請求することができる。

また、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 8 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 96 条の 2 第 7 項で準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、水戸市長を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 10 月 7 日

水戸市長 高 橋 靖

1 縦覧に供する書類

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業計画書（基幹水利施設管理）の写し

2 縦覧期間

令和 8 年 10 月 7 日 から 令和 8 年 10 月 26 日まで

3 縦覧場所

水戸市役所 産業経済部 農業環境整備課（住所：茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号）